

残された戦時記録が語り出す

早川 和宏
豊見山 和美
喜多村 理子

○司会

それでは、時間になりましたので、これから、鼎談「残された戦時記録が語り出す」を始めたいと思います。先ほど御講演いただいた早川先生には、司会を兼ねて引き続きメンバーに加わっていただきまして、新たに豊見山和美先生と喜多村理子先生にご参加いただきます。

豊見山和美先生は、沖縄県公文書館のアーキビストとして活躍されています。そして、喜多村理子先生は、鳥取短期大学の非常勤講師をなさっておられ、当公文書館で編さん中の『新鳥取県史』の現代部会副部長、民俗部会の委員としてもご協力をいただいています。

それでは、先生方、よろしくお願いいたします。

○早川

それでは、ここからは三人で進めてまいりますので鼎談という形になりますが、普通の鼎談というのであれば、この三人の間でいろいろと話をしながら議論を進めていく形になります。ただ、歴史的な文書を残しておくことの意味というのは、結構、文書ごとであったり分野ごとであったり、いろいろと意味合いが異なっておりますので、どちらかというとシンポジウムに近くなりますけれども、最初に、豊見山「先生」という言い方はやめて、「さん」という言い方で統一いたしますが、豊見山さんから沖縄県のことをいろいろと教えていただく時間を三〇分ほど、その後、喜多村さんから兵事関係の文書が残っていたことの意味合いなどを二〇分ほどお話しいただき、その後三人で話を深めていきたいと考えております。

では、まず初めに、豊見山さん、よろしくお願いします。

○豊見山

皆様、こんにちは。豊見山です。本日は、このような記念すべき場に参加する機会を与えてくださいます、心より感謝しております。

先ほどの早川さんのお話にもありましたとおり、鳥取県の先進性というものについて、同じ公文書館行政に関わる者として日ごろ深い敬意を抱いております。そういう者といましては、ここでお話をさせていただけること、大変晴れがましい気持ちでいっぱいです。ただ、正直に申し上げますと、こういう先進的な取り組みをなさっている鳥取県で、私の話がどのように役に立つのか心もとないところですが、この新しく制定された条例を貫く理想といいますが、そういうものも私も沖縄県公文書館の取り組みに流れるものと通じるものですので、それぞれの立ち位置を確かめながら、公文書館、アーカイブズ行政がどのように記録と記憶といった問題に向き合うことができるのか、そういうお話をしてみたいと思います。

本日は、資料に書いております「戦世（いくさゆ）」、普通に読むと「いくさよ」ですが、沖縄の言葉では「よ」を「ゆ」と言いますので、「戦世（いくさゆ）の記録を残す・

記憶をつなぐー沖縄県公文書館の実践」という題でお話をいたします。

まず、沖縄県公文書館についてお話いたします。平成七年八月一日開館、鳥取県より五年遅れての開館ということになります。このような（スライド）大変立派な建物です。瓦の数は二二万枚とのことで、第二首里城と言われたりしました。所在地は鳥尻郡南風原町、沖縄県庁から車で二〇分、首里城から一〇分ほどの距離にあります。南風原町は那覇市に隣接する町、また、「平和の礎」等がある糸満市摩文仁からは車で四〇分弱です。沖縄島は小さな島ですが、ここは比較的海から離れた高台に立地していて塩害をできる限り防ぐことができるとの考慮から、県の農業試験場の跡地に建てられたものです。

書庫の面積は三、二三五平方メートル、これは建物全体の床面積の半分近くに当たります。書架の総延長は三四キロメートル、都道府県の公文書館としてはトップレベルの収容能力があります。開館二二年を迎えますが、平成二六年度末現在で、所蔵資料は三四キロのうち一五、四キロメートル、書架総延長の四五、二%が埋まっています。整理して検索用目録を公開しているのは二七万五、七六〇点となります。

運営体制は、平成一九年度から指定管理者制度をとって

おり、その所管課は沖縄県総務部総務私学課の行政情報セクターです。沖縄県には公文書館という組織はなくて建物があり、この建物と公文書館業務の管理運営を、私の所属する公益財団法人沖縄県文化振興会が、指定管理者として担っているという体です。平成二八年度の指定管理料は二億三、七〇〇万円です。沖縄県文化振興会は、その他にも公文書館関連事業として別枠で予算を獲得しています。琉球政府文書デジタルアーカイブズ推進事業や、アメリカにある沖縄関係資料の収集事業を進めています。また、県では公文書館の修繕費も含めて維持管理費を計上していますので、二八年度は総計四億円を超える財源が公文書館に投じられたこととなります。

この財源に基づいてプロジェクトを進めておりますが、それを担う人員は、指定管理事業のみに限って言いますと、現時点で三九人、常勤のいわゆるプロパー職員は五人です。加えて指定管理者の常務理事が館長を称することになっております。指定管理業務を進めている公文書管理課の課長（一人）、班長（二人）、公文書主任専門員（二人）の計五人のプロパー常勤職員と、非常勤三三人が任期付きとか、補助員とか、いろいろな形態で勤務しています。非常勤職員は任期三年、長くても五年という仕組みなので、担当業務に慣れたかというところで入れ替えます。どこの

館でも似たような事情はあると思いますが、そういう中でプロジェクトはどんどん広がっていて、なかなか厳しい現状です。

平成二七年度の利用状況は、土日も開館しており開館日数は二九八日でした。入館者数は、閲覧室が五、五四二人、展示室が一、三二七人でした。閲覧室と展示室とは別々に数えていますので、両方利用した方もいるとは思いますが、数字上では合わせて二六、八七〇人となります。レファレンスは四、七二五件、閲覧申請をされた方は一、九九一人で申請の総点数は一四、三八二点でした。沖縄県職員の公務（行政）利用は、年間二二二人、申請の総点数は一、六八六点でしたので、一日に五、六点は県職員の利用があることとなります。

施設見学者数が多いのも館の特徴で、地元の自治会とか老人会等の見学者は一、二一人に上りました。館の案内をしながら、所蔵する映像資料と一緒に見ていただくような形で普及を図っております。さらに、沖縄は離島県なので宮古島や石垣島等にも、当館から出向いて行って移動展を開催しています。こういったことは大抵ホームページに掲載しております。最近、リニューアルをして見やすく使いやすくなりましたので、ぜひアクセスしていただきたいと思えます。二七年度のアクセス数は一一四、五八五でし

た。以上が、沖縄県公文書館の概要です。

次に、事務局から依頼もありましたので、私の経歴についてお話いたします。チラシに沖縄県公文書館アーキビストという肩書を入れていただきましたが、職場にそういう職名があるわけではありません。私の職名は公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課の保存普及班長ですが、開館の翌年から勤務して現場の人間としてこだわりもありますし、アーキビストという職業領域に少しでも関心を持っていただきたいと思って、あえて片仮名の言葉で自己紹介といたしました。

私も最初からアーキビストを目指していたわけではありません。大学では法律を専攻しましたが、東京で大学生活を送るうちに、日本の戦後史と沖縄の戦後史というものには相当なギャップがあるんじゃないかということを感じるようになりました。そこで、沖縄に戻って沖縄のことを勉強し直そうと思い、地元の大学で政治思想史の修士号を取得しました。修士論文を書く過程で国立公文書館や外務省外交史料館といった政府のアーカイブズを利用する機会がありました。その時は、研究者の立場としての利用でしたが、公文書を平等に誰にでも閲覧させる、提供する側にも関心を持ったわけです。それが私と、組織、システムとしてのアーカイブズとの出会いであったと思います。

そのうちに沖縄県に公文書館ができることになりました。当時の沖縄県知事は大田昌秀さんでした。ご自身も沖縄近現代史に大きな足跡を残した琉球大学の研究者でした。アメリカの公文書館を使って様々な研究をしておられたので、公文書館という機関や、そこで働くアーキビストというものについても、大変深い理解をお持ちでした。沖縄にはアーカイブズが、公文書館が必要だということで、強いリーダーシップで建設の準備を進めておられました。この中で、県の外郭団体である沖縄県人材育成財団が、海外の先進地で公文書館学を勉強するための奨学金制度を設けました。何とかこれを得ることができて、一年間、ロンドン大学図書館情報学部の海外レコードマネジメント・アンド・アーカイブズアドミニストレーションというコースで勉強しました。イギリスは公文書館システムというのが確立されたお国柄で、その植民地だったアジアやアフリカの国々にも、公文書館が根づいています。今は独立したかつての植民地の公文書館職員が、ロンドンで改めて公文書館学を学んで研さんを積み、自国のナショナルアーカイブズに帰ってフィードバックしていくということも含めて、海外の学生のためのコースが設置されました。

そこに、公文書館で働いた経験のない東洋人の私が飛び込んだわけですが、劣等生だった私を、アフリカや中米か

らの学生が随分励ましてくれて、日本のアーカイブズのために頑張れと。その期待には応えられていませんが、少なくとも沖縄でアーキビストとして努力したいというこだわりは、そういう経験からも出ています。

この留学中に学んだことは、第一に公文書館に引き継がれる前段階におけるレコードマネジメント（記録管理）の重要性ということです。歴史資料とは何かということ以前に、公文書館に来る前のレコードマネジメントの重要性と、公文書館にのみつちり教えられました。第二に公文書管理法、公文書館法、情報公開法といった公文書館を取り巻く法体系を作り上げることの必要性。要するに、法的なシステムを確立させる必要を主に学んだように思います。

沖縄県公文書館の所蔵資料の話に戻ります。お配りしたリーフレットをご参照ください。まず、沖縄県文書。これは県の文書編集保存規程等に基づいて引き継がれる組織文書です。次に琉球政府文書。沖縄は一九四五年から一九七二年まで米国施政権下であり、琉球政府はこの体制における住民の民政機構として存在したものです。この琉球政府の文書が日本復帰後の沖縄県に引き継がれ、公文書館を建てようという原動力になりました。そして米国収集資料。沖縄統治に携わった米国の各機関、個人からの文書をアメリカで収集したものです。琉球政府文書のカウン

ターパートの性格を持っています。最後に沖縄関係資料。個人や団体から寄贈を受けた文書です。沖縄県公文書館の所蔵資料は、この四つの枠組みで成り立っています。

開館時の館長であった宮城悦二郎先生は、メッセージの中で、特異な歴史体験を持った沖縄、つまり、アジア諸国との交易で栄えた独立王国時代、一六〇九年の薩摩侵入、一八七九年の廃藩置県、一九四五年の沖縄戦、その後の二七年に及ぶ米国統治時代、そして一九七二年の日本復帰。このような県にこそ公文書館が必要であると言われてきます。公文書館では多くの豊かな資料を収集して、これらが県内外の学者や研究者はもちろんのこと、広く一般県民にも利用されるようにしていきたい。歴史の証言者、社会的記憶装置としての公文書館の存在をアピールしていきたい。そこで、多様な資料の収集とその閲覧に鋭意努力しているところである、と。

ここで社会的記憶装置という言葉が出てきますが、沖縄県には公文書館だけではなくて、博物館、図書館、さらに平和祈念資料館という、公文書館より長く活動している類縁機関があります。これも社会的記憶装置としての役割を果たして、沖縄の人々にアイデンティティーの基礎となる歴史的事実の証を提供してきているわけです。ただ、公文書館にはこれらの類縁機関にはない公文書館独自の社会的

使命があります。公文書館管理法の第一条で出てくるようなボキャブラリーですね。健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源、主権者である国民が主体的に利用し得るもの、そして国民主権、住民主権といえますか、そして将来の国民、あるいは住民に説明する責務、こういった役割を担うのが公文書館の独自の領域であると思います。

ですから、沖縄県の公文書館には、まず組織アーカイブズ、沖縄県という親機関が日々作成、収受する公文書の中から歴史的に価値のあるもの、歴史公文書を選んで、そして未来への共有の知的資源として守り伝えていくという使命があります。公文書館が開館するにあたり、文書編集保存規程が改正されました。県文書の保存期間が全て有期限化され、最長でも二〇年とされました。二〇年、一〇年、五年、三年、一年という刻みになり、保存期間が満了した廃棄文書は全て公文書館に引き渡すことになったのです。その中から、公文書館長が保存するものと廃棄するものを決めるといふ権限が与えられ、こうして、沖縄県の公文書の最終段階の管理者としての公文書館の位置づけが明確にされたわけですね。保存期間満了文書となると、例えば知事部局からは年間一〇トン、トン単位とするような量の文書が送られます。電子文書への移行はあまり進んでいないので、いまだに紙文書の引き渡しを中心です。教育委員会

等を加えるとすさまじい数字になりますが、これを収集し、評価選別し、そして目録を作つて利用に供するのが第一義的な役割であり、これを主体としながら、コレクションアーカイブズとしての充実を図る局面が出てきます。

アメリカでの収集は、文書だけではなくオーディオ、ビデオ、その他、地図も含めた幅広いものです。これも開かれたアーカイブズ（公文書館システム）を持っているアメリカゆえに、可能になりました。もちろん県内・国内でも、個人や団体から寄贈を受けてコレクションを充実させています。沖縄の行政、立法に携わつた方の個人資料、移民関係資料、沖縄資料のコレクターや研究者やジャーナリストからの寄贈文書もあります。団体では沖縄社会大衆党という地域政党や琉球政府OB職員会、地元放送局等からの寄贈もありました。

ここから、これら所蔵資料のなかの沖縄戦関係資料についてお話をしますが、公文書館で働いていて思うのは、沖縄戦をめぐる沖縄の人々の尽きない関心ということですね。なぜそれが起こつたか、なぜ沖縄が大きな被害を受けなければなかつたのか、誰が、いつ、どのようにしてそれを決定したのか、そして、身近な人々、愛する人々がこの「戦世」をどう生き延びたのか、あるいは命を失つたのか。そして、戦後も沖縄が「戦世」から解放されていないのはな

ぜか。こういった切実な問いと、私たちはいつもカウンターで直面しております。こういった事実を検証するための記録に対する強い求めというものが存在しているのです。しかし、私たちは沖繩戦を解説したり、研究をしたり、新しい史実を論証したりという立場にはありません。記録を求める方々に資料を提供するのが本来の仕事です。沖繩戦関係資料の第一は、米軍が撮影した沖繩戦の映像資料です。

これは広く利用されております。総数約一、〇〇〇タイトルを現在利用に供しております。沖繩戦関連映像は、公文書館の予算で収集したものもありますが、民間団体「子どもたちにフィルムを通して沖繩戦を伝える会」が、一九八三年以降、県民の浄財を募って一フィートあたり一〇センチでアメリカ国立公文書館から買ったものもあります。この会が三〇年間の活動を収束するにあたって、フィルム原盤が館に寄贈されましたが、その媒体では閲覧提供がでさずに悩んでいたところ、地元テレビ局が、デジタル複製一式を寄贈してくださいました。おかげで迅速に、閲覧室で利用できるようになりました。別の放送局は、アメリカ国立公文書館の所蔵状況に詳しい指定管理者職員と相談しながら未収集分の収集をしたことから、その複製を頂戴して閲覧に供しています。これらの映像資料は当館の目玉コレクションとして広く利用に供されています。アメリカ

国立公文書館からは、これ以外にも沖繩戦の写真を一万余ほど収集しています。

ただ、これらは全てアメリカ側の見た沖繩戦です。火炎放射器で住民の潜んでいる壕を焼くような映像はたくさんあります。ではその壕の中で住民たちがどんな経験をしたのかということ、当たり前ですが記録されない。アメリカ側の視点だけでなく、住民側から見た沖繩戦像を構築していく必要があります。しかし、激烈な地上戦の結果、ほとんどの資料は散逸しています。戦時に戦場をさまよいつつながら、記録が残せるわけはありません。そこで、後に、住民の記憶（証言）を聞き取って活字にしていくことが行われました。『沖繩県史』が沖繩戦記録として住民の戦争体験を聞き取った証言集を出しました。これが一九七一年です。この時に聞き取りを録音したカセットテープも当館に入っていて、デジタル化し、話者の承諾がとれたものから閲覧室で聴いていただいています。活字からは分からない息遣いというものが伝わる、貴重な記録です。

沖繩県から受け入れた戦時関係の公文書としては、陸軍兵籍簿があります。これは外地で亡くなった方あるいは外地から戻ってきた方の兵籍簿です。陸軍戦時名簿の左上の部分に応召した年月日、部隊の転属状況、亡くなった時の状況等が書かれています。中には死亡証書とか、軍医が記

した様々な報告が綴られています。ただ、陸軍兵籍簿の中には沖繩戦関係の兵士の記録はあまりありません。地上戦で部隊が全滅したりして、部隊が持ち歩いてきた陸軍戦時名簿なども散逸したからと言われています。

さらに復員処理関係の文書があります。これは沖繩帰還者の調査票で、軍人軍属のその後を追い、援護給付の基礎となる資料です。ある帰還者がどのような形で米軍の捕虜になり、さらに自分の村に帰還し、どのような状態にあるか。援護の適格者であるという判定の記録でもあります。

「戦闘参加者に関する書類」は、沖繩戦の実相を伝える資料です。沖繩戦は、軍民共生共死という凄まじいスローガンのもと、軍と民が入り乱れる場となり、多くの民間人が戦闘に巻き込まれて亡くなっています。ただ、援護というのは軍と雇用関係のあった者に対してなされる給付なので、そうでない一般住民は援護の給付は受けられないことになります。しかし、沖繩戦の実相からして、それは余りにも形式主義的であることから、当時の厚生省は「戦闘参加者」というカテゴリーによって、軍の指示あるいは軍に協力したという事実があれば、準軍属という形で処遇することにしました。沖繩には自然壕が多くあって、沖繩戦時、住民はそこに隠れていました。兵隊さんがやってきて明け渡しなさいと命令し、これは壕の提供ということになるわ

けですが、明け渡したところで、住民が出ていくのは砲弾の飛び交う戦場です。住民側の実感は「壕からの追い出し」だとしても、提供したと言わないと給付が受けられない仕組みになります。そのような経緯を見てとることもできません。援護関係文書は、現在は個人情報利用制限がありますが、ですので、全てオープンで閲覧できるものではありませんが、お話ししたような住民の証言とあわせて、沖繩戦の実相を伝える重要な資料です。将来の利用に備えて、修復作業も進めています。

沖繩戦で何もかも失ったということは一つの実事ではありますが、当館では、様々な形で資料の再構築をするという営みが続けております。平成二八年度末にはアメリカでの新しい新規収集プロジェクトで「第二次世界大戦作戦報告書」等を収集しました。これは、よりミクロな、市町村や集落レベルで、米軍の作戦実施状況が報告されたものです。証言記録や援護関係の文書などと突き合わせることで、よって、さらなる真実が見えてくるのではないかと期待されています。

公文書館建設の功労者である大田昌秀さん御自身も鉄血勤皇隊の一員として摩文仁の戦場をさまよい、九死に一生を得た方です。亡くなった学友たちも、生きていれば沖繩のリーダーとなるようなすぐれた青年たちでした。生き

残った心の傷から立ち直った大田さんは、二度と戦争を起こしてはいけない、そのためには、なぜそれが起こったのかを考えるための資料が必要で、それが平和を築くことにつながるという強い信念を持っておられました。公文書館は民主主義の礎であり、そして平和への道標でなければならぬということ、これからも心に刻んでいきたいと思っております。

○早川

豊見山さん、ありがとうございます。
では、続けて喜多村さん、お願いします。

○喜多村

失礼いたします。私は、新しい鳥取県史の軍事・兵事資料編に関わっている立場から、この場に出させてください。

今、豊見山さんから、失われた記録の補填についていろいろとお話をいただきました。沖繩の持久戦を指揮していた八原博通は、米子市出身の陸軍軍人です。個人的になりませんが、私自身も一年間、沖繩で暮らしたこともありまして、住民を巻き込んだ沖繩戦のドキュメンタリーを見ますと、涙腺が緩んでしまいます。失われてしまった命、

記録は取り戻しようがありませんが、こうしてアーキビストとして経験を積まれた豊見山さん方によって補填事業が精力的に進められて、しかもそれが開示されているというお話をうかがいまして、大変心強い思いがいたしました。それでは、私は、鳥取県の昭和期の兵事関係資料について少しお話しさせていただきます。

敗戦の時に、軍部から軍隊関係の資料は全て焼却するようという命令があつて、津々浦々で行政文書が焼かれたことは有名な話です。それでもなお、役場の兵事係が村人の大切な記録を焼くわけにはいかないと、こっそりとリヤカーで自宅に運び入れて隠し置いた。それが半世紀以上たつてから発見されるということが、滋賀県の旧大郷村、それから長野県の旧社村等でありました。でも、これは全国的に稀な話です。残念ながら、鳥取県ではそのような話はありません。ですが、各地に少しずつ兵事関係資料が残っているのです、その一部を紹介させていただきます。

これ（スライド）は、米子市の尚徳公民館に保管されています尚徳村役場文書です。一、三五四点ほど保管されています。この尚徳村役場文書で注目されるのは、焼かれたと思つた昭和期の兵事関係綴が、昭和七、九、一一、一三、一四、一九年を除いて残っていることです。県内では、これほど兵事関係綴が残されている所は他にあり

ません。徴兵検査を受ける青年たちの名簿作りから青年を兵隊に送り出すまで、市町村は様々な書類を作らなければなりませんでした。それを綴じているのが、この「兵事関係綴」です。その他にも、県からの通牒や連隊司令部からの通知等も一緒に綴じられています。この尚徳村役場文書はとても参考になりました、軍事・兵事資料編でも数多く掲載させていただきました。

これ（スライド）は船岡村の「支那事変関係綴」です。昭和一二年七月から日中の全面戦争が始まります。鳥取県は、県内全体が鳥取連隊区に入るのは昭和一六年からです。昭和一五年までは、気高郡より西は松江連隊区、鳥取連隊区は、この船岡があります。八頭郡、鳥取市、岩美郡、それから但馬の方です。ですから、鳥取連隊区関係の資料は、一五年までは尚徳村の役場文書にはありません。この「支那事変関係綴」に鳥取連隊区関係資料が混じっていて、これは参考になります。

それから、外江村の役場文書も境港の図書館に保管されています。戦時中の簿冊が幾つかありまして、これ（スライド）は昭和一八年以降の死没軍人関係の書類を綴じたものです。

これ（スライド）は大山村の役場文書ですが、約二、八〇〇点あります。大山町から県立公文書館に寄贈されま

した。ここには、兵事関係綴は焼却されたのか見当たりません。でも、ご覧のような簿冊がたくさん残っていて、戦争をどのように支えたのか、戦時下の人々はどのような暮らしだったのかをうかがい知ることができます。

これ（スライド）は、今日のお話の中心となる二部村の「兵事動員二関スル日誌」です。溝口町の役場に保管されていました。二〇〇〇年一〇月六日、鳥取西部で大地震が起りました。大地震の時にはごっそりと地域資料が廃棄処分される危険性があるので、当時は島根大学の歴史系の先生を中心として史料レスキューの活動が行われました。私もそれに少し参加させていただきました。これは後で知ったことですが、この時に溝口町役場に当時の片山県知事が視察に訪れて、行政資料が床に散乱しているのをご覧になった。これはどうする予定ですかと聞かれたところ、古いものは処分するつもりですと言われたので、すぐに公文書館に受領するように連絡されたそうです。公文書館に運ばれ整理調査された中に、この一冊が入っていたわけです。

日中戦争の始まりから敗戦に至るまでの動員に関する日誌です。その中を見てもみずと、「八月十五日」のところですが、ちよつと時間がありませんので読み上げを省略しますが、スライドのように書かれています。次のページは「八月十五日 午後八時」です。二部の巡査が鳥取連隊区

司令部の指示を知らせて来ています。終わりの方です、
「右ニ対シ、八月十六日午前、右指示ニ基キ、兵事、事變
關係一切ノ焼却ヲ実施ス」と書かれています。

このページに、この一枚の紙が挟み込まれていました。

聯隊区司令部ヨリノ通知ニ依レバ、現在入営中并ニ応
召者ノ名簿丈ヲ残シ、其他ノ兵事關係書類ヲ全部至急
焼去スル事、但シ海軍ハ通知ナキヲ以テ焼去スル事ヲ
待ツ事、(中略)現在現役トカ召集者トカノ帳簿丈ケヲ
残シテ、全部後ハ焼ク事、但シ海軍ヲ除ク

二部駐在所 津島巡查

陸軍の關係書類を焼却するようにといい焼却命令は、参
謀本部及び陸軍省から師団長へ、師団長から連隊区司令官
へ、連隊区司令官から警察署長へと伝達されました。その
命令を巡查が書き取って午後八時に二部村役場に知らせた
という、当時の状況が非常によくわかる資料です。このメ
モは大変注目されまして、新聞にも大きく取り上げられま
した。その新聞記者が、東京都東村山の兵事關係資料を研
究なさった山本和重先生に、この資料の価値について問い
合わせたと、「軍部の焼却命令を書いた文書は、東村山、
富山県庄下村、新潟県和田村でしか見つからない、こ

れで四例目である」と評価されました。

先ほどの文書で、一六日午前に焼却を実施したと書いて
あります。兵事關係綴は見当たりませんので、このときに
焼かれたものと思われます。なぜこの簿冊が焼かれないで
残ったのかということですが、「現在入営中并ニ応召者ノ
名簿丈ヲ残シ、其他ノ兵事關係書類ヲ全部至急焼去」とあ
るので、そのためだったのではないかと思います。という
のは、二部村では応召兵の記録を、昭和一二年七月の日中
戦争最初の動員から敗戦に至るまで一つの簿冊に綴じてい
ました。しかも、応召兵だけじゃなくて、現役兵のことも
書き加えていた。ですから、この「現在入営中并ニ応召」
中の者の記録を残すには、これ一冊を残せばいいと判断さ
れたものだと思います。海軍は除くと書いてありますが、
海軍關係資料は、市町村においては陸軍關係の書類と一緒
に綴じています。ですから、多くの場合は陸軍關係書類と
一緒に焼かれてしまう。二部村でも特に残っているわけでは
ありませんので、焼かれてしまったと思います。

では、動員について説明します。これ(スライド)は兵
役の図です。徴兵検査に合格します。合格者は甲種合格だ
けが有名ですが、甲種から丙種までを一応合格といっています。
合格者の中から現役兵になる人を選び出す。こうやって選
び出して徴集することを現役徴集といっています。現役徴集さ

れた人は、陸軍でしたら二年間、海軍でしたら三年間お務めをして、その後は地元へ戻って予備役になり、次に後備役になり、最後に第一国民兵役に就きます。戦争が起こればいつ召集されるかわからないという気持ちのまま暮らします。現役兵にならなかった人も、第一補充兵あるいは第二補充兵に、その後は第二国民兵役に就きます。動員というのは、軍隊を平時編制から戦時編制へと移して、大量の将兵を召集することです。召集対象となるのは、真っ先に予備役の方です。それから後備役や第一補充兵、足りなければ第二補充兵、国民兵役の人たちまで召集していきます。

この動員日誌には、召集に関わる事柄が書かれています。これ（スライド）はその事例ですが、昭和二〇年四月二〇日、まさに沖繩で激戦が行われている時です。「臨時召集」と書いてありますが、事変や戦争の時に召集することを臨時召集といいます。夕方に警察官が一応、どうも召集令状が来るといふ内報を受けたからと知らせに來ています。「大正十一年徴集 一國 歩上」。「大正十一年徴集」ということは、大正十一年に徴兵検査を受けて現役徴集されたという方です。計算しますと、この方は、昭和二〇年には四二、三歳になつてゐる。先ほどの兵役の図で、国民兵役は四〇歳までと書きましたが、これは昭和一四年当時のことで、昭和一八年秋に四五歳に引き上げられました。到着

日時、二二日の午前八時になっていますが、大体入隊は午前八時が多いです。到着地は福井県丹生郡立待村、鯖江駅下車。召集部隊、中部第八〇部隊。沖繩を捨て石にして本土防衛の態勢を整えている時ですから、多分この方は、日本海側の守備防衛のために召集されたと推測します。

午後一時に右の者に対する臨時召集令状一通、警察官から役場の人が受領して、役場はそれを直ちに急使をもって本人に交付する。交付終了したのが二二日の午前〇時一〇分です。だから、本人は、夜中の〇時過ぎに召集令状を受けて、その日の朝にはもう出発をして、その晩は多分福井県に泊まったと思います。そして、二二日の朝八時に入隊したということが分かります。このような記録のほかに、現役兵や応召兵を見送つたり、武運長久祈願をしたり、それから戦没者を迎えたり、帰還兵を迎えたり、戦没者の葬儀をしたりというような事柄が事細かに書かれています。二部村の召集と現役徴集と志願兵の人数を年度別にとつてみました。一二年と書いてあるのは昭和一二年度です。全部年度です。一二年が四四名、一三年が三九名と少し多い。これは、日中戦争が始まった時の最初の動員を第五動員といいますが、この時に三六名召集されたからです。一三年は六月に第六動員があつて、この時も二六名が一度に召集されています。それから、一九年になると六二名、

二〇年四月から八月の上旬までが七四名です。もうこうなると、四五歳までの元気な男性はほぼ軍隊にとられてしまっています。生産活動はどうなっていたのか、まともな生産活動ができなかったことがうかがえます。

現役徴集は、やはり対米戦争が始まった一七年、一八年に増えています。一九年には二倍になって五一名。これは徴兵検査の年齢が一年下げられて、この年に一九歳と二〇歳が一度に受検して現役徴集されたからです。

志願兵ですが、昭和一八年に海軍志願兵一一名とあります。海軍は志願兵を中心に集めていて、一五、六歳から二〇歳までの志願者を募ると、その応募者の中から、身体検査と学力の簡単な試験でもって選抜するという方法をとっていました。海軍から県に志願応募者の割り当てが来ます。県は、各地方事務所、つまり大体郡単位で振り分ける。各地方事務所は町村に振り分けます。町村では、国民学校の生徒あるいは青年学校の青年を集めて、いろいろな説明会を催します。昭和一八年、尚徳村の兵事関係綴を見ますと、尚徳村でこの時は七名が割り当てられていました。ですが、応募したのはたった二名でした。二部村では志願兵が一一名ですが、これは合格者数ですから、この二倍以上の人たちが応募していたことになります。なぜ二部村でこの時期に応募者が多かったのかと考えますと、やはり

この時期に学校で志願奨励がかなり行われていたのだろうと推測しております。

「兵事動員二関スル日誌」では、召集・徴集・志願で入隊したのは総計五四八名ですが、召集令状を受けた人の中には召集、解除、召集と、何度も令状を受けている人がいるので、この数字は延べ人数です。名簿を作成したところ、日中戦争からアジア・太平洋戦争の敗戦まで五〇〇名が入隊した。この中には短期間である教育召集の方は入れていません。

戦没者については四九名がこの日誌に書かれています。これは昭和二一年春までに戦没と判明した人たちです。例えば、この日誌を一時期記録していた役場の吏員さんは、昭和二〇年三月に応召兵となって満州に渡ります。戦後いつまでたっても便りがなく、奥さんは幼い三人の子どもを連れて大変苦労されるのですが、その方は二一年に延吉で亡くなっていました。それが分かったのが昭和三〇年です。この方のように、戦後しばらくたってから、亡くなったことが分かる場合もあります。そういう方の資料はどこにあるのかと探したところ、公文書館の中に死没者原簿というのがありました。日野郡を見ますと、二部村の戦没者六二名が記録されています。この中の三名は動員日誌の戦没者と重なりますので、四九プラス六二マイナス三で一〇八名、

二部村の戦没者は一〇八名と判断しました。

ところが、死没者原簿の中に兵事動員日誌に記載されていない方が三人いました。兵事動員日誌は記載漏れがないと思っていました。どこかで漏れてしまっている。兵事動員日誌は召集の記載が中心なので、現役徴集の記録が漏れているのかなとも思いますが、よく分かりません。

以上のことを考慮して、五〇三名を超える人が入隊したのだろうと判断します。昭和一五年当時の男性は一、〇六九名です。これは新生児から高齢者までの男性の人数、この約半数が戦時中に軍隊に入ったことになります。その入隊者の約二割が戦没者となられた。男性全体の約一割が亡くなった計算になります。

二部村の場合は、この簿冊一冊が残されたおかげで大体のことがわかりました。でも、ほかの市町村では、このような復元は不可能です。

鳥取県は、東京都のように絨毯爆撃を受けたわけではありませんし、それから沖繩県のように地上戦があつたわけでもありません。そういう鳥取県ですら、全体で何人の方が軍隊に入隊したのか、戦没者は何名だったのかという正確な数字はつかえません。援護課の記録として二五、二二五名という数字があります。ですが、これは援護課が把握した人数で、それ以上の戦没者がいる可能性が高いと

思っています。せめて、残された資料を後世に大切に伝えていただきたいと思えます。

それから、これは兵事関係書類に限りませんが、昭和一九年、二〇年、二一年は紙の質が良くありません。大変悪い。触るのが怖い時もあります。ぼろぼろ崩れてしまいます。印刷も薄れているので、今のうちにデジタル撮影して、後世に残していただきたいと願う次第です。以上です。

○早川

喜多村さん、どうもありがとうございました。

さて、お二人から、沖繩県の事例、そして鳥取県の事例をお聞きしたわけですが、ここで鼎談の形で一五分ほど議論をして、残り一〇分で質問をいくつかお受けすることにしたいと思います。

失われてしまったものを復元するための苦労等をお聞きすることができました。ただ、私は、歴史的な文書を取り扱うのではなくて、今の法律を読めばよいという仕事をしていきます。そのような立場からすると、例えば、編さん物等があれば、元の資料はなくてもよいのではないかと。県史が残っていれば、元の文書はなくてもいいのではないかと。いう素朴な疑問も出てきます。あるいは、アメリカにあるのなら、日本にわざわざ持って来なくてもよいのではない

かという素朴の疑問もあると思います。鳥取で残すとか沖縄で残すということに、どういった意味があるとお考えでしょうか。

御報告の順番で豊見山さんから、いかがでしょう。

○豊見山

先ほど最新の沖縄戦関係資料の収集の成果として、作戦報告書のお話をしました。これは元々国立国会図書館がアメリカ国立公文書館から収集してきた報告書です。その中から沖縄関係、沖縄戦関係のものを抽出して集めたのが、五一三、八〇〇コマとなります。これはアメリカ国立公文書館に行けば、あるいは国会図書館に行けば、見ることができませんが、これが地元にあつて、この資料と密接な関係を持つ人たちが、いつでも閲覧できるという意義は大きいと思います。インターネットの時代になつても、地理的な近接性は資料の活用を促すために必要なことです。個人だけでなく自治会で利用するというような広がりもありますので、地元にあることで資料がさらに生きてくると思います。

○喜多村

豊見山さんが言われるように、市町村にとっては、行政

文書というのは自分たちの歴史ですので、生で見ることの必要性はあると思います。

それから、先ほど県史に載せたらどうかとありましたが、県史には限度があつて、全てを載せることはできません。では、これをデジタル化してインターネットで公表してはどうか。この場合は、個人名等の情報があるので簡単ではありません。県史の場合は、限られたものを翻刻して、氏名は隠すという形になります。

○早川

そうですね、県史等にまとめられていても、そこに書いてあるものが全てではないということになるのだと思います。また、地元に残っていることが必要であり、またそれを全部公開できるわけではないので、物としてしっかり残していくことが必要であるということでありました。

それと、喜多村さんに御報告いただいた鳥取県の事例ですが、これは公文書と考えていいのですか。

○喜多村

公文書ですね。

○早川

なるほど。そうすると、今回この公文書が残っていることと色々なことが明らかに変わったわけですが、沖縄県では、オーラル、口頭で聞き取りをするという活動がありました。が、公文書以外の資料やオーラルのものも含めて、それにどういった意味合いがあるのかという点を、今度は喜多村さんから伺いたいと思います。

○喜多村

オーラル・ヒストリーという聞き取り調査は重要だと思えます。ただ、これについてはかなりの人数の聞き取りをしないと、限られた人数の聞き取りだけで終わっては、かえって誤解を生みやすいとあります。『新島取原史』は二〇〇六年の編さん開始でしたので、軍事兵事関係では聞き取りはできませんでした。

それで個人の日記なんですが、これは非常に重要でして、例えばこの「兵事動員二関スル日誌」の作成に関わった役場吏員の方は、個人的にも日記を書いていました。その日記は、昭和一二年分と一五年分が残っていました。それで、遺族の方の了解を得て、昭和一二年分の一部を翻刻させていただきました。行政村の単位で行われることと小さな村のレベルで行われることの違いがありまして、こういった個人日記をあわせて見ることで、当時の様子がより

よく分かります。

○豊見山

記録というものは、誰がどういう目的で作ったかということが大事ですね。内容にもましてそのメタデータの方が、というか。例えば、大本営発表というのも、今となつてはそれが虚偽に満ちたものだったことを私たちは知っています。それをせざるを得ない組織の論理とか状況というのがあります。また、それに翻弄されて戦場をさまよわざるを得なくなった人たちの記憶というのも、その記憶の残り方の論理があります。それを聞き書きして活字にして残す時、また活字にして編集して載せる人の論理というものも入ってくる。記録、とくにオーラル・ヒストリーとは、いろいろな層の重なり合いということになります。ですから、一つの立場だけで考えようとすることには注意しなければいけません。様々な視点で、様々な立場の人が作ったものを合わせることが大切だと思っています。オーラル・ヒストリーは容易に信用できないという人もいますが、オーラルにはそれなりの論理がある。そしてまた軍の残した資料にもそれなりの論理がある。つまり、資料の裾野の広がりに応じた多角的な見方が必要になってくると思います。

○喜多村

すみません、ちょっと付け加えさせてください。実は私、昭和二年に徴兵検査を受けた男性から聞き取りをいたしました。徴兵検査の時に、村中が宮ごもりをして祈願したんだと。何を祈願するんですかと聞いたら、合格祈願じゃなくて、徴兵検査で兵隊にとられないようにと祈願するんだ。

明治、大正の頃にあつたことは研究書に出ているんですが、昭和期もあつたのです。当時の日記を見せていただいたら書いてあるんですね。でも、一人の方の証言と日記だけですから、これはやっぱりもう少し調べる必要があると思つて、いろいろな方を訪ねたら、昭和一桁時代には結構あちこちで行われていたことがわかりました。

その後、尚徳村の兵事関係綴を見ていた時に、昭和四年だつたと思いますが、県からの通牒に、徴兵検査の会場に、やたら父兄とか村の人たちが集まっているが、これはよくないので止めるようにと書かれていました。どういうことかという、一人の証言の中に、自分の村では徴兵検査を受ける時に、昔からの習慣で村人が徴兵検査の会場に行つて、たばこを吹かしながら周囲にたむろしていた。ずっと待つていて、見事合格しましたと言えば、おめでとうございませうと言ふし、乙種でしたと言ふと、ああ、残念だつ

たと言いながら、実はほつとした雰囲気の流れるといふ。そういう話を聞いていたので、この資料の意味が分かつた。聞き取りをしなければ、県からの注意事項の意味が分からなかつた。この経験から、聞き取りとか、それから個人の記録というのは大事だと思ひます。

○早川

ありがとうございます。

なるほど、そういつたことがあるんですね。何となく、「合格万歳」というイメージしか持つていなかったのです。

○喜多村

ええ。建前上はそうなつていますから。

○早川

建前。なるほど、なるほど。ありがとうございます。

いや、ちよつと話はずれるんですが、私、弁護士業もしていますと、例えば夫婦の問題では、依頼人は片方なわけです、旦那さんか奥さん。片方の話ばかり聞いていますと、こんなひどい旦那はいないだろうと思ふんですが、向こうの話を知ると、こつちの人も結構ひどいなみたいな、お互い自分にとって都合のいいことしか言つてないというのは

あるんでしょうね。要は一つの事象に対する光を様々な角度から当てることによつて、それが立体的になり、真実に近づいていくということが今の例からも分かったような気がいたします。

さて、もう一つお聞きしたいのが、今回は戦時関係のものを中心にお話をいただいたわけですが、今の時点で言う、ちょっとした臭いですが、一応、私たちが今後戦争に突入することは、今の時点で余りリアリティーを持つて感じることはできません。けれども、もう一方で、災害の類については危険を感じるができます。鳥取県も昨年地震がありましたね。そこで、災害との関係で、公文書や民間資料も含めて、歴史的なものを残していく上での注意点とか留意点について、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○喜多村

注意点というよりも、今回の条例はすばらしく、この問題についてはいいなと思います。鳥取県では大きな地震がありました。その時、大学や研究会等を中心とする人々の活動で、資料保存のためのレスキューを行い、目録は作る。でも、資料は、地元に残すのが基本ですから、地元に目録と共に残していくわけです。その残された資料がどうい

扱いになるかということには関われないので、それは市町村で考えていただく。このすばらしい条例ができて、そこから辺は心強いなと思いました。

○豊見山

災害に備えるということですが、お話ししましたように、沖縄県の場合は、最悪の災害が戦災でしたが、自然災害については、大津波、そして台風の被害は恒常的なものです。元々、高温多湿な風土であり、これが資料にとつて大敵なわけです。そういうことも含めて、大切な資料をどう守るかということになります。戦争の廃墟の中から一つひとつ積み重ねて、立派な施設を作つて、そこに納めているものが、一瞬にして失われてしまう危険性もあります。ですから、保存対策、災害対策というのは本当に重要なものだと思います。

原物は一点しかありませんので、内容だけでも保全しておくために代替化をすることが必要です。マイクロフィルムは高価なので、お金のかかる事業になっていますが、デジタル化する方法もあります。しかし、それもそれなりのコストを要するわけで、私たちのような立場の者が、自分たちの地域にとつて大事なものの優先順位をつけることも必要です。また、何か起こつたら何を持って逃げるかと

というような災害対策も立てておかなければなりません。それを決めるのは、地元の方であると思います。全部残せるのが一番よいのですが制約があります。地域の皆さんで地域の資料を守り、そして歴史を伝えるという意欲が重要なことなんだと思います。

○早川

ありがとうございます。

話し足りない部分はありますが、皆さんからの質問もお受けしたいと思いますので、とりあえず鼎談については、これで終わりにします。

○司会

先生方、ありがとうございました。

具体的なお話を中心に、公文書や古文書の保存や利活用のあり方について大変わかりやすいお話をいただきました。それでは限られた時間ですが、会場の皆様方から、早川先生の御講演ともあわせて、御質問や御意見を一括して頂戴したいと思います。御無理でなければ、御所属とお名前も頂戴できればと思います。

○質問者（柴田）

秋田県から参りました柴田知彰と申します。一三三年間、秋田県公文書館に勤めておりました。今回、この条例を知りまして、参加させていただきました。と言いますのは、この一年間、近代的な公文書館の理念型とは何かということを考えてきたからです。

フランス革命以降に近代的な公文書館ができたのですが、あの革命の成果というのは何だったかというのと、今まで絶対王政のもつとで、国王の公文書であったものは国王の公文書でしかなくて、民衆が見れるものじゃなかった。それから、民衆の古文書類は国家のものではなくて、国家によって保護されるものではなかった。国王の公文書とか民間の古文書とかが大小の鳥々のように散在している状況で、全体の集合的な記録というものはなかったわけなんです。それが革命によって主権者が民衆になることで、初めて行政の文書とか民間の古文書が、より高い次元の集合的な記憶、記録、財産というものに昇華したと思います。

それ以後、諸外国の場合には大半が行政の文書と民間の古文書の両方を保護するようになっていきます。しかし、日本はそれがなかった。公文書館の設立が遅れたということもあります。それでも民主化の影響はあったと思います。昭和二四年に国立資料館を設置するという勧告が日本学術会議によって出されました。その後、市町村合併でどんど

ん市町村の公文書が廃棄される、そういった中で日本学術会議は再び「公文書散逸防止について」という勧告を出したわけです。そして、それらの総合的な成果として出したのは、昭和四四年、アポロ月面着陸の年ですが、「歴史資料保存法の制定について」という勧告を出しました。これは行政の文書と民間の古文書の両方とも保護していこう、そういう外国のアーカイブズ法に迫るものを日本でも作ろうというものを佐藤栄作首相に出したわけです。しかし、これは何年もの間、たな晒しにされました。その間、日本学術会議や全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が、昭和五四年頃まで、この勧告を早く実現するよう勧告し続けてきましたが、依然たなざらしのままでした。

そこで、現実的な方法を考えて、公文書に目標を絞って実現したのが、昭和六二年の公文書館法だったわけです。公文書館法自体はすばらしい前進でしたが、今まで、そのまま変化もしないで来たというわけです。つまり、日本というのは、公文書管理法という行政の文書を保存するための細かい法律はできたのですが、行政の文書も民間の古文書も全部ひっくるめて保存する、外国には当たり前前である法律がなかったというわけです。

言いたいことは、鳥取県が国に先駆けて、鳥取県版の歴史資料保存法といったものを制定したことです。これは大

変な画期です。私、本当に衝撃を受けて鳥取にやってきました。

山口県文書館ができたことによって、山口県はまず歴史にその名を残しました。山口に学べとなったわけですが、鳥取もこれで確実に、日本のアーカイブズ史に名前が残ります。これから先、このことが普及していけば、山口に学べは二〇世紀。二一世紀は鳥取に学べの世紀になります。今後、この条例をもっと普及していただきたいと願っています。

○早川

ありがとうございます。

御質問というより、鳥取に対するエールというか、これを生かして欲しいという熱いメッセージを頂戴しました。

○質問者（小山）

喜多村さんと一緒に県史編さんに関わっています小山と申します。特に民間の古文書等について、災害時のレスキューということは少し動き始めていますが、日常的に、先ほどお話の中にあつた代替わり、葬式、建て替えの時に資料が失われていく。そうしたことを防ぐための何かいいシステムに取り組んでいるところがあるのかどうか、ある

いは三人の先生方で、こうしたらいいんじゃないかという提言がありましたらお願いしたいと思います。

○早川

持っている情報が違うと思いますので、それぞれが答えられると思いますが、私は、よいシステムがあると聞いたことはありません。今できることは、地道に、それこそ各地方の公文書館とか博物館等が、どこの家にどんな文書があるかの所在調査をすることでしょうか。それがないと、いざという時に何もできません。しかし、それすらできていないというのが現状かもしれません。

また、お話ししましたが、個人の資料は個人の財産権との関係がありますが、公文書館などが資料を引き継ぐのは可能であるということを前面に出していただくのがよいと思います。今回の鳥取のように、何かあれば助けに行きます、ということを広く知っていただくことが必要になると思います。

○豊見山

古文書が捨てられるほど多く残っているというお話はうらやましくもありますね。とはいえ、沖繩も、戦後七〇数年が経過して、聞き取りをしようにも、また戦後史を聞く

にしても、多くの方が亡くなっており、また、戦後に蓄積された資料が散逸しているというのも耳にしています。どうやって散逸を防ぐかというのは、所有権の問題もありますが、やはりアーキビストや博物館の職員の手が必要だと思います。沖繩の場合、市町村史や集落レベルでの字史の編さんが盛んなので、地域のことは地域の方がよく把握されていますし、地域に残すということも根づいてはいます。

ただ、市町村を越えた地域的な広がりのある資料の場合、どこが預かるかという住み分けの問題も出てくるので、それは私たちのような機関の職員が、緊密なネットワークを組んでやっていくというのが大事だと思います。

○司会

そうしましたら、時間も参りました。

早川先生、豊見山先生、喜多村先生、本日はありがとうございました。会場の皆様、三人の先生方に改めて盛大な拍手をお願いします。

以上をもちましてシンポジウムを閉会させていただきます。

本稿は、平成二九年五月二三日に開催した、歴史公文書等保存条例制定記念シンポジウム「公文書・古文書の保存と利活用はどうあ

るべきか？」（主催…鳥取県、
県市町村歴史公文書等保存活用共同会
議）での鼎談の記録である。